

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 11 月 26 日

2 特定非営利活動法人の名称

NPO 法人 さむらい

3 代表者の氏名

黒田 健太

4 主たる事務所の所在地

桑名市伝馬町49番地

5 定款記載の目的

この法人は、桑名市を中心とした地域市民に対して、健康の維持増進を目的とした生涯教育、環境の保全、まちづくり等に関する事業を行い、豊かで充実した社会づくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 7 年 11 月 26 日 ~ 令和 7 年 12 月 10 日

NPO 法人さむらい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人さむらいという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県桑名市伝馬町49番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、桑名市を中心とした地城市民に対して、健康の維持増進を目的とした生涯教育、環境の保全、まちづくり等に関する事業を行い、豊かで充実した社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (12) 子どもの健全育成を図る活動
- (13) 情報化社会の発展を図る活動
- (14) 科学技術の振興を図る活動
- (15) 経済活動の活性化を図る活動
- (16) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (17) 消費者の保護を図る活動
- (18) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (19) 地域防災活動

- (20) 障がい者の自立と共生社会（障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動
- (21) 多文化共生社会（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会をいう。）づくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域文化保全活動事業
- (2) 地域行事ならびにイベント救護活動事業
- (3) 地域住民への健康支援事業
- (4) 災害支援活動事業
- (5) 地域法人の広報事業
- (6) 地域住民への福祉・介護事業
- (7) 経済活動の活性のためのDX化などに伴う展開事業
- (8) 健康支援啓発活動事業
- (9) 前各号に掲げる助言又は支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務

を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	黒田 健太
副理事長	植田 菜央
副理事長	加藤 英慶

監事 野口 欽仁

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2026年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	10,000円
正会員年会費	10,000円
(2) 賛助個人会員入会金	6,000円
賛助個人会員年会費	6,000円
賛助団体会員入会金	50,000円
賛助団体会員年会費	50,000円

役員名簿

NPO法人さむらい

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	クロダ ケンタ 黒田 健太	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	なし
副理事長	ウエダ ナオ 植田 菜央		なし
副理事長	カトウ ヒデノリ 加藤 英慶		なし
監事	ノグチ マサト 野口 欽仁		なし

設立趣旨書

私たちは、医療従事者として日々現場に立ちながら、災害や大規模な祭り・イベントにおいて「いかに迅速かつ的確に救護活動を行うか」が社会における大きな課題であることを痛感しています。近年、地震や豪雨などの自然災害が頻発し、また地域の祭礼や催事では多数の来場者が集まる中で、熱中症や外傷、体調不良などへの対応が不可欠となっています。しかし実際には、災害やイベント時の救護体制は十分に整っていない場合も多く、現場においては「気づき」と「事前の準備」が不十分なまま対応に追われる状況が生じています。私たちは、医療従事者が日頃から災害医療や救護活動について研修を積み、現場を想定した実践を重ねることが不可欠であると考えます。特に今回法人を設立する三重県桑名市では、毎年夏に「石取祭」が開催され、日本一やかましい祭りとして知られるほどの熱気と人出を誇ります。この祭りをはじめとする地域行事は、地域の誇りであると同時に、救護体制の重要性が強く求められる場でもあります。私たちは、こうした地域の特色ある行事を支えつつ、災害時にも活かせる救護活動の力を高めることを使命とします。

本法人「特定非営利活動法人さむらい」は、平時からの研修とネットワークづくりを通じて「医療従事者が実際に動ける救護体制」を育成・整備することを目的とし、以下の活動を行います。

- ・災害時及び大規模イベントにおける救護活動の実践
- ・医療従事者に対する研修・訓練の企画・実施
- ・地域住民や関係団体との連携による防災・救護体制の構築
- ・平時からの「気づき」を重視した教育啓発活動

これらの活動を通じ、地域の安全・安心を支える体制を築くとともに、災害時には即応できる医療人材を育成し、広く社会に貢献してまいります。以上の趣旨に基づき、NPO 法人さむらいを設立します。

2025年09月27日

主たる事務所所在地 三重県桑名市伝馬町49

代表者 黒田健太

2025年度 事業計画書

(法人成立の日 ~ 2026年 9月 30日)

NPO法人さむらい

1 事業実施の方針

- ①参加法人の企業レビューと広報支援
- ②地域イベントや祭事の救護活動
- ③地域での健康ヨガ教室

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
地域法人の広報事業	参加法人の企業レビューと広報支援	毎月2件のペースで実施。	各企業	3人	6	300
地域行事ならびにイベント救護活動事業	地域イベントや祭事の救護活動	8月第一土曜日曜	三重県桑名市	25人	200,000	1000
健康支援啓発活動事業	地域での健康ヨガ教室	毎月1回土曜日	三重県桑名市寿量寺	3人	8	120

2026年度 事業計画書

(2026年 10月 1日 ~ 2027年 9月 30日)

NPO法人さむらい

1 事業実施の方針

- ①参加法人の企業レビューと広報支援
- ②地域イベントや祭事の救護活動
- ③地域での健康ヨガ教室

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
地域法人の広報事業	参加法人の企業レビューと広報支援	毎月2件のペースで実施。	各企業	3人	9	450
地域行事ならびにイベント救護活動事業	地域イベントや祭事の救護活動	8月第一土曜日曜	三重県桑名市	25人	200,000	1000
健康支援啓発活動事業	地域での健康ヨガ教室	毎月1回土曜日	三重県桑名市寿量寺	3人	8	120

2025年度 活動予算書
法人成立の日から
2026年 9月 30日まで
NPO法人さむらい

(単位：円)

科目	金額（円）		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	50,000	150,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	800,000	800,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000	500,000	
4. 事業収益			
事業収益			
事業収益			
事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			1,450,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	920,000		
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	920,000		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費	400,000		
消耗品費	100,000		
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	500,000		
事業費計			1,420,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	0		
管理費計			0
経常費用計			1,420,000
当期経常増減額			30,000
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			30,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			30,000

2026年度 活動予算書
2026年 10月 1日から 2027年 9月 30日まで
NPO法人さむらい

(単位:円)

科目	金額(円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	150,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	800,000		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		
4. 事業収益			
事業収益			
事業収益			
事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			1,600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	1,020,000		
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	1,020,000		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費	450,000		
消耗品費	100,000		
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	550,000		
事業費計			1,570,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	0		
管理費計			0
経常費用計			1,570,000
当期経常増減額			30,000
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			30,000
前期繰越正味財産額			30,000
次期繰越正味財産額			60,000